

## 三田市産後ヘルパー派遣事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日中家事又は育児の支援を受けられないと認められた者に対し、育児不安や心身の不調による家事育児負担の軽減を目的に、家事又は育児を援助するSUNだっこ応援隊（以下「ヘルパー」という。）を市長が派遣する産後ヘルパー派遣事業（以下「本事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(事業の委託)

第2条 市長は、本事業の一部を事業者（以下「委託事業者」という。）に委託することができる。

(事業内容)

第3条 本事業において派遣するヘルパーが実施する家事又は育児の援助（以下「サービス」という。）は、次の各号に掲げるものとする。ただし、営利事業及び各種祭事等に係るものは除く。

(1) 日常的な家事に関するもの

- ア 食事の準備及び後片づけ
- イ 衣類の洗濯及び整理整頓
- ウ 居室等の掃除及び整理整頓
- エ 生活必需品の買い物
- オ その他必要な家事援助

(2) 育児に関するもの

- ア 授乳の援助
- イ おむつ交換の援助
- ウ 沐浴の援助・衣類交換の援助
- エ 適切な育児環境の整備
- オ その他必要な育児援助

(利用対象者)

第4条 本事業の対象者は、三田市内に住所を有する者のうち、日中家事又は育児

を行う同居の親族がいなかったため出産後の支援が十分に受けられない者で、次の各号のいずれかに該当する家庭の産婦又は養育者（以下「利用対象者」という。）とする。ただし、感染症の疾患に罹患している者又はその疑いのある者にある者は除く。

- (1) 概ね産後 2 か月までの産婦で当該乳児の他に就学前児を養育する家庭
- (2) 概ね産後 4 か月までの産婦で当該乳児のみを養育し、医療機関が実施した産婦健康診査等において市長が支援を必要と判断した家庭

- (3) 1 歳未満の多胎児を養育する家庭

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に支援が必要と認めた場合は利用対象者としてすることができる。

（派遣ヘルパー）

第 5 条 本事業において派遣するヘルパーは、心身ともに健康であり、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす者で、本事業を適切に実行する能力を有する者とする。

- (1) 介護保険法に定める「介護福祉士その他政令で定める者」の資格を有する者
- (2) 保健師、助産師、看護師、准看護師の資格を有する者
- (3) 保育士、幼稚園教諭の資格を有する者
- (4) その他家事又は育児に関する援助事業に従事する者

（利用条件）

第 6 条 事業の利用に関する条件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 1 回の利用時間は、原則として 2 時間を単位とし、1 日 1 回以内とする。ただし、外出を伴うサービスを行う場合は 1 日連続 4 時間まで利用可能とする。
- (2) 年間の利用時間は、第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の場合は各 8 時間、同項第 3 号の場合は 16 時間を限度とする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。
- (3) 利用場所は、市内の利用対象者の自宅とする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りではない。
- (4) 本事業の利用は、乳児のほかに利用対象者が居宅または同伴している場合に限る。
- (5) 利用対象者は本事業の利用に応じ利用料を納付しなければならない。

（利用の中止）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本事業の利用を制限することができる。

- (1) 第4条第1項に規定する要件に該当しなくなった場合
- (2) 偽りその他不正な手段によりヘルパーの利用承認を受けた場合
- (3) 市長が産後ヘルパー派遣事業の利用に支障がありやむを得ないと認めた場合  
(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する